

令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。固定資産税は土地や家屋のほか、事業用に所有している償却資産についても課税されます。地方税法第383条の規定により、日進市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告いただく必要があります。この申告の手引をよくお読みいただき、期限内の申告書提出をお願いします。

目 次

はじめに

申告書の提出について	1
------------	-------	---

1 儻却資産とは

(1) 固定資産税の対象となる償却資産	2
(2) 固定資産税の対象とならない償却資産	3
(3) 建物附属設備・特定附帯設備の取扱い	4
(4) 儻却資産と家屋の区分表	5
(5) 国税(法人税、所得税)の取扱い【確定申告】との比較	6

2 儻却資産の申告について

(1) 申告が必要な方	7
(2) 提出する書類等	7
(3) 提出方法	8
(4) 提出上の注意点	8

3 税額の算出方法について

(1) 儻却資産の評価から課税まで	9
(2) 納付方法	11

4 記入例

償却資産申告書の記入例	12
種類別明細書の記入例	13

申告書の提出期限：令和8年2月2日（月）

提出先・問合せ先

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市役所 市民生活部 税務課 儻却資産担当

電話 (0561) 73-4097 (直通)



はじめに

申告書の提出について

- 1 申告書の提出先は日進市役所市民生活部税務課です。窓口混雑緩和のため、インターネットを利用したeLTAX（エルタックス）による電子申告（7ページ参照）や、郵送による提出にご協力をお願いします。
なお、申告書の記載方法や不明な点につきましては、償却資産担当（電話：0561-73-4097）までお問い合わせください。
- 2 前年までに本市様式で申告いただいた方には、現在の登録状況を種類別明細書に印刷してお送りしています。令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した資産がありましたら、記入例（12・13ページ）に従って修正をお願いします。なお、資産に増減のない場合は、申告書の18. 備考欄の「増減なし」に○を付けてご提出ください。
- 3 初めて申告される方及び明細書等のページが不足する方は、本市ホームページから様式をダウンロードしてご利用いただけます。電話もしくは郵送によるご請求も可能です。



償却資産の課税について

<https://www.city.nisshin.lg.jp/kurashi/sumai/zeikin/koteishisann/8146.html>

- 4 申告書控えの返送が必要な場合は、宛名記載の返信用封筒に切手貼付のうえ、同封いただきますようお願いします。
- 5 申告済の資産に変更・誤りがあった場合は、修正申告が必要となります。申告書備考欄等に修正理由を明記し、修正内容が分かるように記載して、改めてご提出ください。
- 6 課税標準の特例が適用される資産を所有されている方で、その資産を初めて申告される場合は、その適用となることを証明する書類の写しを添えてご提出ください。
- 7 前年中に資産の増減がない場合や課税標準額が免税点（150万円）未満となった場合でも申告は必要です。また、償却資産が全て無くなった場合や、廃業・転出等の場合も、その旨を申告いただきますようお願いします。

1 償却資産とは

(1) 固定資産税の対象となる償却資産

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含む。）をいいます。

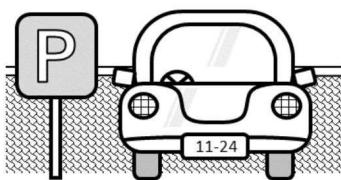
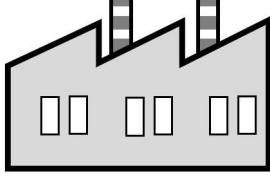
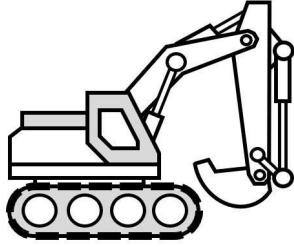
なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合においても償却資産に該当します。

償却資産の例

(種類別)

資産の種類		主な償却資産
1 構築物	土地に定着した土木設備	広告宣伝塔、門、塀、擁壁、舗装路面、緑化施設等
建物附属設備 ※4ページ及び 5ページ区分 表参照	建物附属設備	受変電設備、中央監視制御装置、蓄電池電源設備、特定の生産又は業務用の設備等
	建物の所有者と異なる 者が施工した設備 (特定附帯設備)	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
2 機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
	土木建設設備	建設機械に該当する大型特殊自動車 (ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09」「000~099」のもの)、ブルドーザー、パワーショベル等
	工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
	搬送設備	クレーン、コンベヤー等
	その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
3 船舶	一般船舶、ヨット、ボート等	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、台車等 (ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99」「900~999」のもの) <u>※自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となる車両は除く。</u>	
6 工具・器具及び備品	事務用機器、切削工具、測定工具、複写機、事務机椅子、キャビネット、ロッカー、陳列ケース、金庫、レジスター、パソコン、理・美容椅子、医療機器、冷蔵(凍)庫、ルームエアコン、防犯カメラ、自動販売機等	

(業種別)

飲食店	商店・小売店	病院・薬局	理容業・美容業
			
厨房設備、接客用家具・備品、テレビ、レジスター等 一等	陳列ケース、冷蔵(凍)庫、自動販売機、レジスター等	介護用ベッド、手術台、X線装置、キャビネット、各種医療機器等	理・美容椅子、洗面台、タオル蒸器、レジスター等
貸駐車場・賃貸住宅	工場・倉庫	建設業	
			
舗装路面、塀、フェンス、植栽、駐車装置、太陽光発電設備、ルームエアコン、受変電設備等	製造機械設備、受変電設備、フォークリフト等の大型特殊自動車等	パワーショベル、ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機等	

なお、次に掲げる資産も対象となるため、申告する必要があります。

- ア 償却済資産
- イ 建設仮勘定中で計上されている資産
- ウ 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- エ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- オ 未稼働資産（既に完成しているが、未だに稼働していない資産）
- カ 福利厚生の用に供しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
- ク 税務会計において赤字決算等のために減価償却を行っていない資産
- ケ 決算日から1月1日までの間に取得された資産

(2) 固定資産税の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は対象とならないため、申告する必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税（種別割）の対象となるもの
- イ 無形固定資産（営業権、特許権、電話加入権、ソフトウェア他）
- ウ 家屋・建物附属設備のうち家屋調査で評価されているもの
- エ 使用期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金に算入したもの
- オ 繰延資産

(3) 建物附属設備・特定附帶設備の取扱い

ア 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

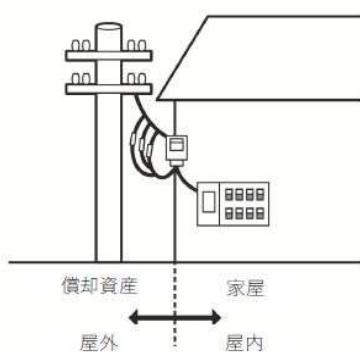
固定資産税上の取扱いは以下のとおりです。

家屋とするもの	家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める内外装、電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、空調設備等
償却資産とするもの	家屋から独立した機器としての性格が強いもの

(家屋で課税されるもの・償却資産で課税されるものの具体例)

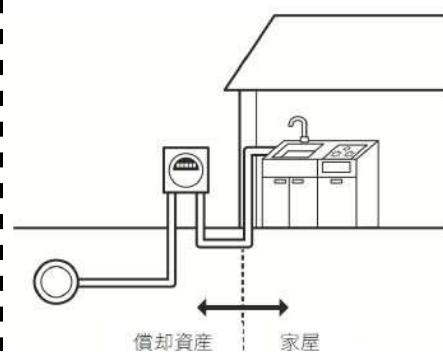
〈電気設備〉

コンセント配線等屋内設備：家屋
屋外設備・引込設備等：償却資産



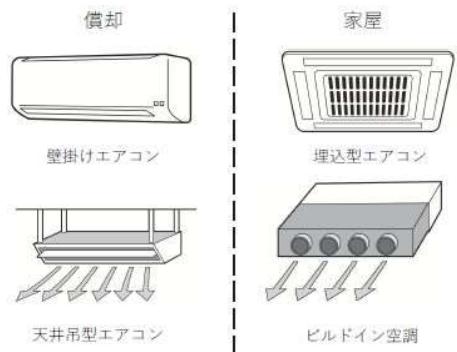
〈給排水衛生設備〉

屋内配管等：家屋
屋外設備・引込設備等：償却資産



〈空調設備〉

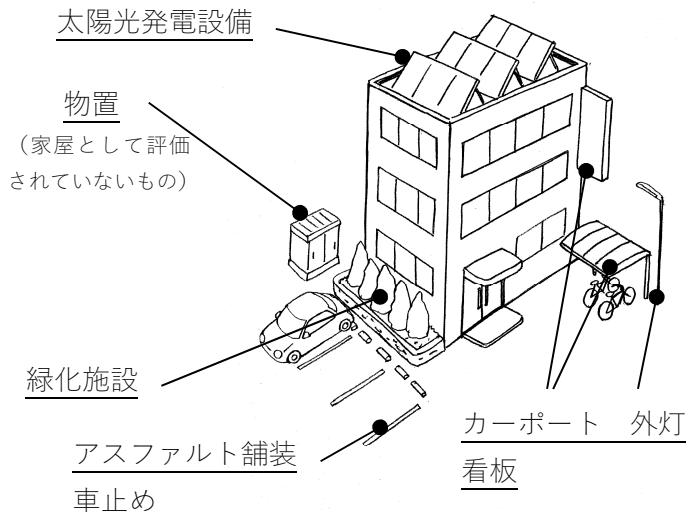
埋込型・ビルドイン空調等：家屋
壁掛け型・天井吊型等：償却資産



イ 賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した特定附帶設備（内外装等）

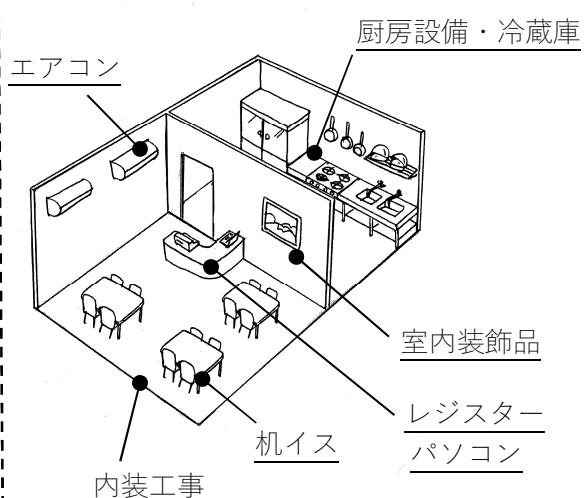
ビル等を借り受け事業をされている賃借人が、自らの事業を営むためにそのビル等に内外装や電気設備、給排水設備、空調設備その他建築設備等を取り付けた場合、これらの内外装等は固定資産税の取扱い上、償却資産に該当します。賃借人はこれらの償却資産について申告が必要です。

<建物の所有者が申告する資産の例>



⇒土地・家屋をお持ちの方は、それ以外の事業用資産を償却資産として申告してください。

<賃借人が申告する資産の例>



⇒テナントの方は備品等以外にも内外装等を施工された場合、償却資産の対象となります。

(4) 債却資産と家屋の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、 照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具 屋内設備一式		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	呼出表示設備	設備一式	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
	換気設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、 カーテート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・ 社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡単間仕切（衝立）、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○

(5) 国税（法人税、所得税）の取扱い【確定申告】との比較

日進市内に償却資産をお持ちの方は、税務署に確定申告をするだけでなく、日進市に償却資産の申告をする必要があります。

項目	市税（固定資産税）の取扱い 【償却資産申告】	国税（法人税、所得税）の取扱い 【確定申告】
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一定の資産は定率法を適用	定額法、定率法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額1円まで
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分する）	原則として区分評価、一部合算も可
無形固定資産（ソフトウェア等） 繰延資産（開業費等）	対象外	対象
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注1）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条・所得税法施行令第138条)
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注2）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2・所得税法施行令第139条)
中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産	課税対象（注3）	取得価格に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2・同法第67条の5)

(注1) 法人は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできます。この場合は固定資産税の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ償却資産申告をしてください。個人は、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはできません。

(注2) 法人又は個人は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできます。この場合は固定資産税の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ償却資産申告をしてください。

(注3) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告の方等は、30万円未満の減価償却資産の取得にかかる全額を損金又は必要な経費に算入することができます。この場合は固定資産税の課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ償却資産申告をしてください。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方（納税義務者）

個人や法人で事業を行っている方（店舗を経営している方や駐車場やアパートを貸している方で、令和8年1月1日現在において、日進市内に事業用資産をお持ちの方）

(2) 提出する書類等

ア 提出書類

- ①令和8年度 償却資産申告書
- ②令和8年度 種類別明細書（増加資産・全資産）
- ③その他
 - ・課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用を受けるために必要となる書類
 - ・申告書控えの返送が必要な場合は、切手を貼った宛名記載の返信用封筒

イ 申告の方法

①インターネットを利用して申告する場合

- ・eLTAX（エルタックス）を利用して提出できます。
- ・種類別明細書は、第26号様式別表1の「全資産用」で提出してください。

【eLTAX（エルタックス）について】

- ・eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムで、地方税共同機構により運営されています。
- ・eLTAX（エルタックス）を利用すれば、次のようなメリットがあります。
 - ★市役所窓口へ行かなくても、自宅やオフィスで手続きができます。
 - ★郵送する必要がないため、郵送料金がかかりません。
 - ★複数の自治体（eLTAX参加団体）の手続きも、まとめて行うことができます。
- ・eLTAX（エルタックス）のホームページからダウンロードできる無料ソフトウェア「PCdesk」を使えば、簡単に申告書が作成できます。また、eLTAXに対応しているものであれば、市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータも使用できます。
- ・eLTAX（エルタックス）のサービス・利用方法の詳細は下記のホームページをご覧いただくな、ヘルプデスクへお問い合わせください。

⇒インターネットでの問い合わせ



eLTAX 地方税ポータルシステム
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

⇒電話での問い合わせ

電話番号 0570-081459

※受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

②日進市の申告書様式を使用する場合

- ・新規に申告される方は、償却資産申告書と種類別明細書に、令和8年1月1日現在所有している全資産及び必要事項を記入してください。
- ・前年までに申告されたことのある方は、種類別明細書に令和7年1月1日現在の全資産を一品ごとに印刷してありますので、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した資産を加除してください。
なお、増減がない場合でも、種類別明細書を添付してください。
- ・所有者の住所、氏名、法人の名称、事務所又は資産の所在地等に異動があった場合は、二重線で修正し、備考欄に異動年月日を記載してください。

③独自の申告書様式を使用する場合

- ・全国統一様式（第26号様式、地方税法施行規則第14条本表、別表1、2）に沿った様式で申告してください。
- ・全資産について評価計算してください。
- ・本市の所有者コードを記入してください。（新規の場合は不要です。）
本市から申告書等をお送りしている場合は、所有者コードを転記するか、送付した申告書（記入は不要）を同封してください。

（3）提出方法

窓口混雑緩和のため、できるだけインターネットを利用したeLTAX（エルタックス）又は郵送での提出をお願いします。

なお、申告期限は令和8年2月2日（月）となります。期限が近づきますと窓口が大変混雑しますので、お早めの提出にご協力ください。

（4）提出上の注意点

- ・日進市に複数の事業所がある場合は、事業所ごとではなく、まとめて申告してください。
- ・償却資産を共有されている場合、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めた上で共有名義で申告してください。
- ・所有権留保付売買資産については、買主（使用者）が申告してください。
- ・リース資産については、原則として貸主（所有者）が申告してください。
なお、リース契約の内容が割賦販売と同等の場合は、借主（使用者）が申告してください。

3 税額の算出方法について

(1) 償却資産の評価から課税まで

ア 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

イ 価格の決定

課税対象資産一品ごとに、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算を行い、価格を求めます。

具体的な計算式は次のとおりです。

- ① 前年中に取得した償却資産・・・取得価額 × A
- ② 前年前に取得した償却資産・・・前年度評価額 × B

※A及びBは、下記「減価残存率表」に掲げる耐用年数に応ずるA欄及びB欄の減価残存率です。

【計算例】

取得価額100万円、耐用年数5年の資産の場合

1年目の評価額 $1,000,000\text{円} \times 0.815 = 815,000\text{円}$

2年目の評価額 $815,000\text{円} \times 0.631 = 514,265\text{円}$

3年目の評価額 $514,265\text{円} \times 0.631 = 324,501\text{円}$

↓

7年目の評価額 $81,527\text{円} \times 0.631 = 51,443\text{円}$

8年目の評価額 $51,443\text{円} \times 0.631 = 32,460\text{円} < 50,000\text{円}$

※8年目以降の評価額は、下限の取得価額の5%（50,000円）となります。

◆減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得（A）	前年前取得（B）		前年中取得（A）	前年前取得（B）		前年中取得（A）	前年前取得（B）
2	0.658	0.316	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
3	0.732	0.464	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
4	0.781	0.562	18	0.94	0.88	40	0.972	0.944
5	0.815	0.631	19	0.943	0.886	45	0.975	0.95
6	0.84	0.681	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955
7	0.86	0.72	21	0.948	0.896	55	0.979	0.959
8	0.875	0.75	22	0.95	0.901	60	0.981	0.962
9	0.887	0.774	23	0.952	0.905	65	0.982	0.965
10	0.897	0.794	24	0.954	0.908	70	0.984	0.968
11	0.905	0.811	25	0.956	0.912	75	0.985	0.97
12	0.912	0.825	26	0.957	0.915	80	0.986	0.972
13	0.919	0.838	27	0.959	0.918	85	0.987	0.974
14	0.924	0.848	28	0.96	0.921	90	0.987	0.975
15	0.929	0.858	29	0.962	0.924	95	0.988	0.976

ウ 課税標準
賦課期日現在における日進市内の全資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合の課税標準額は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じた額となります。

エ 免税点
償却資産の課税標準額が、150万円（免税点）に満たない場合は課税されません。
なお、免税点未満であっても申告書の提出をお願いします。

オ 税額の計算方法
課税標準額に基づき税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4 \%)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

カ 課税標準の特例
地方税法第349条の3及び同附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例に該当する償却資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載してください。
課税標準の特例に該当する償却資産によっては、その特例適用を確認するための書類を提出いただくことがあります。

◆地方税法附則第15条等に係る「わがまち特例」について（令和8年1月1日時点）

主な対象資産	根拠規定	適用期間	特例率	添付書類
太陽光発電設備 [1000kw未満]	法附則第15条 第25項第1号又は 旧法附則第15条 第25項第1号	3年間	2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
太陽光発電設備 [1000kw以上]	法附則第15条 第25項第3号又は 旧法附則第15条 第25項第2号	3年間	3/4	
企業主導型保育事業資産	旧法附則第15条 第32項	5年間	1/3	・運営費に係る補助を受けたことを証する書類 ・運営の状況が確認できる書類
先端設備等（※）	旧法附則第64条	3年間	0	・計画の申請書の写し ・認定書の写し ・工業会証明書の写し

わがまち特例についての詳細はホームページをご覧ください。

※日進市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等。

キ 申告されなかった場合・虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されなかった場合は、地方税法第386条及び日進市税条例第68条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収することがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の拘禁刑又は罰金を科されることがあります。

ク 調査のお願い

課税内容の確認のため、地方税法第354条の2の規定による所得税や法人税に関する閲覧調査のほか、事業者の方に訪問調査等を依頼することがありますのでご協力お願いします。なお、調査により申告内容の修正や資産の申告漏れが判明した場合には、資産の異動があつた年の翌年度まで遡及して税額を修正します。（地方税法第17条の5第5項）

（2）納付方法

償却資産にかかる固定資産税の納付については、土地や家屋の固定資産税・都市計画税と合わせて、毎年4月上旬にお送りする納税通知書によりご案内します。

なお、納税通知書に償却資産の明細は記載されませんので、課税台帳を確認されたい場合は税務課償却資産担当までお尋ねください。

ア 固定資産税・都市計画税の納付場所について

納付方法		納付場所等
納付書	窓口でのお支払い	<ul style="list-style-type: none">・日進市役所又は納付書記載の取扱金融機関・納付書記載のコンビニエンスストア等（納期限内のバーコードがあるものに限ります。）
	eLTAX（エルタックス）等による納税	<ul style="list-style-type: none">・詳細は令和8年度の納税通知書及び納付書をご覧ください。
口座振替		<ul style="list-style-type: none">・納付書記載の取扱金融機関振替月の2か月前までにお申し込みください。 <p>※全期前納を希望する場合は2月までにお手続きください。</p>

※口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関又は市役所本庁舎4階の収納課にあります。

※納付方法によっては、領収書が発行されない場合があります。領収書が必要な場合は、日進市役所、納付書記載の取扱金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

イ 固定資産税・都市計画税の納期限について

区分	全期前納	各 期 納 付			
		第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	4月30日	4月30日	7月31日	12月25日	2月末日

※納期限の日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

例入記

申告年度をご確認ください。

①②変更がある場合には、余白を利用して訂正してください。また、住所氏名については、ぶりがなを付記してください。

③マイナンバー(個人番号又は法人番号)は右詰めでご記入ください。(＊＊＊で印字されている方は不要です。)

令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※日進市の申告様式の場合、ここは記入不要です

eltax及び独自様式で申告書を作成される場合に限り、評価額等を記入してください。

- 次のような事項を記入してください。
 - 書類を添付した場合、その名称
 - 課税標準の特例がある資産、非課税、減免に該当する資産を所有している場合、その適用条項
 - 前年に住所、氏名等に異動があった場合、異動年月日、旧住所、旧氏名等
 - その他、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となるべき事項

※欄は記入しないでください。

記入例

資産の名称等

可能な限り漢字での記入をお願いします。なお、字数は20字以内でお願いします。

令和8年度種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名 (株) 日進搬移

所有者コード 9600000

取得額

事業の用に供するためには直接要した費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、関税等)を含めます。

耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げられる耐用年数を記入してください。

資産が減少した場合明細書に印字され資産の項目を修正す

該当の資産を二重線で抹消してください。

該資産の項目を修正する場合
該資産に印字されている該当の資産を二重線で抹消してください。

課税標準の特例
適用を受ける資産については、
その適用条件を記入してください。

摘要

次のような事項を記入してください。

- ・ 資産が減少した場合、「全部減少」か「一部減少」かの区別
- ・ 耐用年数の変更があった場合は、変更理由により「省令改正による」、「適用年数誤り」等、その旨の表示
- ・ 割賦販売資産等、売主が所有権を留保している資産については、その旨の表示と売主の名称等
- ・ 中古資産で見惯耐用年数を適用している資産に短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示
- ・ 増加償却を行なっている資産については、その旨の表示

<その他>税務課からのお知らせ

<課税対象となる建物について>

屋根と壁（3面以上）があり、土地に定着していて、その目的とする用途に供しうる状態にある建物（車庫や基礎のある物置等も含む）は、家屋として課税対象となります。

令和8年1月1日（賦課期日）までに完成している家屋は、令和8年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

なお、門、塀、カーポート、基礎のない物置等についても、事業用の資産である場合（共同住宅、オフィス、店舗に設置された場合等）は、償却資産として課税対象となりますのでご注意ください。

<家屋を取り壊した時は届出をお願いします>

令和8年1月1日までに、家屋を取り壊した場合、令和8年度から課税されません。市では登記情報および航空写真などで取り壊された家屋の把握に努めていますが、取り壊した家屋が未登記家屋の場合や令和7年中に建物滅失登記が完了しない場合には、家屋滅失届の提出にご協力ください。

なお、令和8年1月2日以降（賦課期日以後）に家屋の全部又は一部を取り壊しても、令和8年度は課税されますのでご注意ください。

<土地・家屋の利用状況が変わった場合はご連絡ください>

次のような場合はご連絡ください。

- ・土地の用途が変わったとき（宅地から畠へ、畠から宅地へ等）
- ・リフォーム等で専用の出入り口、キッチン、トイレを新たに備える等、住宅の戸数が変わったとき
- ・店舗や事務所が住宅に、住宅が店舗や事務所に変わったとき

なお、土地、家屋の現況を把握するため職員が市内を巡回し、随時調査をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

◎提出前に確認をお願いします

チェック

- 申告書に連絡先（電話番号）の記入はしてありますか。
- 資産の所在地と提出先の市町村は一致していますか。
- 資産の取得年月・耐用年数の記入はしてありますか。

該当の場合

- 控えの返送のため、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してありますか。
- 特例等の対象資産について、必要書類が添付してありますか。

◎固定資産税・都市計画税についての問合せ先

日進市税務課 〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話：0561-73-4097

申告書の提出は便利な電子申告eLTAX(エルタックス)をご利用ください！

- インターネットを利用して、自宅やオフィスから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。
- P C d e s k で固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成ができます。
(本誌7ページ参照)
- eLTAX（エルタックス）のご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

⇒インターネットでの問い合わせ



eLTAX 地方税ポータルシステム

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

⇒電話での問い合わせ

電話番号 0570-081459

※受付時間 9:00~17:00（土日祝、年末年始を除く）

〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市役所 税務課 償却資産担当 行

【償却資産申告書在中】

封筒宛名：切り取って使用してください。